

イオンモバイルサービス契約約款

2017年7月20日第17版改訂施行

イオンリテール株式会社

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

イオンリテール株式会社（以下、当社）は、イオンモバイルサービスに関する契約約款を定め、これによりイオンモバイルサービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
イオンモバイルサービス	この約款に基づいて提供される当社のサービスの総称
イオンモバイルサービス契約	イオンモバイルサービスの利用に関する契約
契約者	イオンモバイルサービスの契約者
イオンモバイル ID ※お客さまコード	当社がイオンモバイルサービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、すべての種類のイオンモバイルサービスに共通のもの
イオンモバイルパスワード	当社がイオンモバイルサービスの利用に関し契約者に付与するパスワードであって、すべての種類のイオンモバイルサービスに共通のもの 初期設定は、お客さまの8ケタの生年月日
ネットワークパスワード	初期設定値は「1 2 3 4」。
課金開始日	イオンモバイルサービス利用の申込を当社が承諾した後当社が契約者に課金開始日として通知する日
オンラインサインアップ	オンラインの端末を使用して行うイオンモバイルサービス利用の申込

第4条 (サービスの種類)

イオンモバイルサービスには、次の種類があります。

種類	内容
イオンモバイル高速通信サービス	ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。

形状区分	内容
標準 SIM	形状を標準 SIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
microSIM	形状を microSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
nanoSIM	形状を nanoSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
機能区分	内容
データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「データ通信専用 SIM カード」といいます。
SMS 機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付き SIM カード」といいます。
音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。
料金プラン	内容
音声プラン	1 枚の SIM カード（形状区分は契約者が指定するものとします。）で音声通話機能が利用することができるもの
データプラン	1 枚の SIM カード（形状区分は契約者が指定するものとします。）でデータ通信機能を利用することができるもの
シェア音声プラン	1 枚の音声機能付き SIM カードと契約者が選択した組合せによる当社が定めた上限枚数までの SIM カード（形状区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができるもの
イオンモバイルオプションサービス	当社が提供する特定のイオンモバイルサービスの契約者に対し、他社の特定サービスを利用するために必要な手段を提供するサービス

第 5 条（サービスの提供区域）

イオンモバイルサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。ただし、イオンモバイルサービスの種類毎に別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

第6条（契約の単位）

当社は、一の種類の一のイオンモバイルサービス毎に一のイオンモバイルサービス契約を締結するものとします。

第7条（権利の譲渡等）

イオンモバイルサービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 イオンモバイルサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、イオンモバイルサービス利用権を譲り渡そうとする者(以下「譲渡人」といいます。)及びイオンモバイルサービス利用権を受けようとする者(以下「譲受人」といいます。)が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 前項の場合において、譲渡人及び譲受人は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

4 当社は、第2項の規定によりイオンモバイルサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(1) 譲受人について、本人確認ができないとき

(2) 譲渡人又は譲受人がイオンモバイルサービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(3) 第2項及び第3項に基づき提出された当社所定の書面又はその他の書類に不備があるとき

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

5 イオンモバイルサービス利用権の譲渡を当社が承認したときは、譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務(譲渡があった日以前の(イオンモバイルサービス等の料金その他の債務も含みます。))を承継します。ただし、料金等の適用に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

6 前項の規定による他、イオンモバイルサービス利用権の譲渡前のイオンモバイルサービスの利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることがあります。

7 当社は、第2項の規定により、イオンモバイルサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、同時に同時申込契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたものとみなして取り扱うものとします。

第8条（ID及びパスワード）

契約者は、イオンモバイルID及びイオンモバイルパスワード（本条において「ID等」といいます。）の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者がイオンモバイルサービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。

3 契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、ID等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、イオンモバイルIDを変更することはできません。

第2章 申込及び承諾等

第9条（申込）

イオンモバイルサービス利用の申込（以下「申込」といいます。）は、オンラインサインアップ又は当社がイオンモバイルサービス毎に定める方法により行うものとします。

2 イオンモバイル高速通信サービスにおいて、音声通話機能付きSIMカード利用の申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

第10条（申込の承諾等）

当社は、イオンモバイルサービスの申込みがあった時は、受け付けた順序に従って承諾します。

2.当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3.当社は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1) イオンモバイルサービス利用の申込者（以下「申込者」といいます。）がイオンモバイルサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき

(2) 申込者が第17条（利用の停止等）第1項各号の事由に該当するとき

(3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき

(4) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき

(5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき

(6) 前条（申込）第2項において、本人確認ができないとき

(7) イオンモバイル高速通信サービスにおいて、音声通話機能付きSIMカード利用の申込をする者が、未成年者であったとき

(8) 申込者が法人であり、かつ電気通信事業者であるとき

4 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

5 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われないうちは、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

6 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるイオンモバイルサービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えてイオンモバイルサービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第11条（サービス利用の要件等）

契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2 当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

第3章 契約事項の変更等

第12条 (サービス内容の変更)

契約者は、サービスの種類毎に定める事項について、イオンモバイルサービス契約の内容の変更を請求できます。

2 第9条(申込)第2項及び第10条(申込の承諾等)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第13条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第14条 (契約者の地位の引継)

相続又は法人の合併若しくは会社分割によりイオンモバイルサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届けるものとします。

2 前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとし、これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱うものとします

4 当社は、第1項の届出があったときは、同時に同時申込契約に係る契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第15条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、イオンモバイルサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第16条 (利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、イオンモバイルサービスの提供を中止することがあります。

(1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

(2) 電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、イオンモバイルサービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 17 条 (利用の停止等)

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全てのイオンモバイルサービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金等イオンモバイルサービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
- (6) 第 10 条 (申込の承諾等) 第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき
クレジットカードが有効期限を迎えた際の再登録手続きは、お客さまご自身で行うものとします。再登録手続きがなされないことにより生じる本保証サービス契約上の不利益は、お客さまのご負担となりますので、ご注意ください。
- (8) イオンモバイルサービスに卸電気通信役務提供者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断する態様においてイオンモバイルサービスが利用されたことを理由に、卸電気通信役務提供者が当社への役務提供を停止したとき
- (9) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由 (該当する前項各号に掲げる事由) 及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

4 当社からイオンモバイルサービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 18 条 (サービスの廃止)

当社は、都合によりイオンモバイルサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりイオンモバイルサービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、その旨を通知します

第 5 章 契約の解除

第 19 条 (当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、イオンモバイルサービス契約を解除することがあります。

(1) 第 17 条 (利用の停止等) 第 1 項の規定によりイオンモバイルサービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 1 ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 2 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2) 第 17 条 (利用の停止等) 第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及

ばすおそれがあると認められるとき

(3) 当社は、第 1 号又は第 2 号の規定による他、イオンモバイルサービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのイオンモバイルサービス契約に係るイオンモバイル高速通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってそのイオンモバイルサービス契約を解除します。

2 当社は、前項の規定によりイオンモバイルサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条（契約者の解除）

契約者は、当社に対し、各契約毎に当社の指定する方法で通知をすることにより、イオンモバイルサービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2 第 15 条（利用の制限）又は第 16 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことによりイオンモバイルサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第 18 条（サービスの廃止）第 1 項の規定によりイオンモバイルサービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日当該廃止されたイオンモバイルサービスに係るイオンモバイルサービス契約が解除されたものとします。

第 6 章 料金等

第 21 条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、イオンモバイルサービスの利用に関し、次条（初期費用の額）から第 24 条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金及びイオンモバイルサービスの種類毎に定める料金（以下三者を併せて「イオンモバイルサービスの料金」といいます。）を支払うものとします。

2 初期費用の支払義務は、当社がイオンモバイルサービスの利用の申込を承諾した時に発生します。

シェア音声プランをご契約の場合、ご利用される SIM カード毎に、初期費用の支払義務が発生します。

3 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 17 条（利用の停止等）の規定によりイオンモバイルサービスの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 22 条（初期費用の額）

初期費用の額は、イオンモバイルサービスの種類毎に定めるものとします。

第 23 条（月額料金の額）

当社が提供するイオンモバイルサービスの料金、工事費及び付随サービスに関する料金は別表に定める他、当社が別に定めるところによります。

2. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)、通信料は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、

その支払いを請求します。

3 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料については、当社が別に定める期間を 一 の料金月として請求します。

4 当社は、通信料については、通信の種類にかかわらず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します。

5 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。

(1) 料金月の起算日以外の日契約者回線の提供の開始があったとき

(2) 料金月の起算日以外の日イオンモバイルサービスに係る利用権の譲渡があったとき

6.第5項第1号から第2号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。

第24条（利用不能の場合における料金の調定）

当社の責に帰すべき事由によりイオンモバイルサービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 前項の規定は、この約款において、サービスの種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとします。

第25条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第26条（料金等の支払方法）

契約者は、イオンモバイルサービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第27条（割増金）

イオンモバイルサービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第28条（遅延損害金）

契約者は、イオンモバイルサービスの料金その他イオンモバイルサービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

第29条（割増金等の支払方法）

第26条（料金等の支払方法）の規定は、第27条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第 30 条 (消費税)

契約者が当社に対しイオンモバイルサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 7 章 個人情報

第 31 条 (個人情報保護)

イオンモバイルご契約時に承りますお客さまの個人情報は、当社個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづき、適切に取り扱うものとします。

1 事業者名 イオンリテール株式会社

2 個人情報保護管理者 IMO 本部 イオンモバイル事業部長

3 個人情報の利用目的

(1)本人性及び申込内容の確認、料金の請求、サービスの停止及び契約解除の通知等、当社のサービス提供にかかるご通知

(2)サービスの提供条件変更のお知らせ

(3)イオングループの商品及びサービス等のご案内

当社サービスのご利用にあたりお客さまに有益な他社を含むサービス・製品等のお知らせ、サービス・製品等の改善のため等のアンケート調査、販売推奨、販売促進のイベント等のお知らせ、景品等の抽選及び送付を行うこと

(4)当社に対するお問い合わせや苦情への対応

(5)サービス向上のための分析

4 委託・第三者への提供について

当社では、業務の全部または一部を外部に委託する際に、委託先に個人情報を預託する場合があります。この場合、当社が定める委託先選定基準に則り確実に安全対策等を実施している委託先のみを選定するとともに、委託先に対し適切に管理・監督を行います。

また、お客さまの個人情報をお客さまの同意なしに委託先以外の第三者へ提供することはございません。但し、官公庁等から法令に基づいて個人情報についての提供を求められた場合は、関係法令に反しない範囲において、お客さまの同意なく内容を提供することがあります。

5 個人情報を提供されることの任意性について

お客さまの個人情報を当社に提供されるかは、お客さまの任意によるものです。ただし、ご希望されるサービスを提供する上で必要な個人情報を提供されない場合は、適切な状態でサービスを提供できないことがありますので、予めご了承ください。

6 保有する個人情報の開示・訂正・利用停止及び問合せ窓口

当社が保有する個人情報に関するお問い合わせ、または個人情報の開示、訂正等のお申し出については、下記の窓口までご連絡ください。

窓口 イオンモバイルお客さまセンター

電話番号 0120-025260

営業時間 10 : 30 ~ 19 : 30 年中無休

第 8 章 雑則

第 32 条 (第三者の責による利用不能)

第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、

当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 33 条（保証及び責任の限定）

イオンモバイルサービスにおける保証又は保証の限定に関しては、サービスの種類毎に定めるものとします。

2 当社は、契約者がイオンモバイルサービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合には、この限りではありません。

3 契約者がイオンモバイルサービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

第 34 条（当社の装置維持基準）

当社は、イオンモバイルサービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 35 条（サービスの種類毎の定め等）

第 3 条（用語の定義）、第 5 条（サービスの提供区域）、第 11 条（サービス利用の要件等）第 2 項、第 12 条（サービス内容の変更）第 1 項、第 20 条（契約者の解除）第 1 項、第 21 条（契約者の支払義務）第 1 項、第 22 条（初期費用の額）、第 23 条（月額料金の額）第 1 項、第 24 条（利用不能の場合における料金の調定）第 2 項及び第 33 条（保証及び責任の限定）において、サービスの種類毎に定めることとされている事項は、次に定めるところによるものとします。

サービスの種類	対応規定
イオンモバイル高速通信サービス	別紙 1 に定める
イオンモバイルオプションサービス	別紙 2 に定める

第 36 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。